

企画趣旨

藤谷 武史

1 現代社会の分配問題

「ある社会において人々が共同で活動や生活を営む際に、その共同の営み（事業、契約関係、家族関係等）から各人が何を得られるか」という問題——本特集はこれを「分配問題」と呼称する——は、社会科学や政治哲学の伝統的な関心事であるが、近年の経済社会のグローバル化・デジタル化の進展に伴う所得や富の格差の拡大の下で、一層の現実的切迫性を以て受け止められるようになってきている。直近でも、COVID-19パンデミックが特に社会的・経済的弱者（エッセンシャル・ワーカー、非正規就労者、女性、障害者等）に著しく偏った負担をもたらしている現状が報告されており、現代社会の分配の歪みの深刻さを改めて我々に突きつけている。これに対する学問的応答として、社会科学の各分野においては、分配問題に対して様々な角度（例えば、所得や富の格差と経済成長の関係、中間層の剥落と社会の分断・民主政の不安定化の問題、社会経済階層の固定化の検証、等々）からの最新研究が日々蓄積されつつある。もとより、政治哲学、法哲学（正義論）においては、分配問題をめぐって活発な議論が蓄積されてきたことは、多言を要しない¹⁾。

これに対して、実定法制度を出発点として議論を行う「法学」からは、現代の分配問題にいかなる貢献が可能だろうか。法（学）は、上述の意味での分配問題について、何を論じ、貢献することができる（またはできない）のか。まずは我々の手持ちの道具を確認するための、議論状況のサーヴェイを試みたい、というのが、本企画の出発点をなす動機である。

2 法学と『分配』

とはいえ、伝統的に「公正さ」を主たる関心事としてきた法（学）にとって、「分配」は必ずしも馴染み深い概念ではない²⁾。例えば本稿冒頭に掲げた「問題」は、法学の観点からは、当該関係において各当事者が「公正な」取扱いを受けているか、という問いに還元されよう（いわばミクロの視点）。これに対して、「分配」が論じられる際には、「社会の構成員が欲する財や価値が社会の構成員の間でどのように分かち得られているか」という「社会全体の状態」（いわば、マクロの視点）が問題とされることが多い³⁾。いきおい、その解決策も、全体論的（大域的global）な制度設計に向けられることになる。部分的な制度における分配の偏りは、社会制度の他の部分での分配の偏りに

1) ここでは最近の重要な業績として（それがロールズ、ドゥオーキン、センといった分配的正義論の系譜を網羅的に批判対象とする点も含め）森悠一郎『関係の対等性と平等』（弘文堂、2019年）を挙げるに止める。

2) ただし、現代の行政が私人間の多極的な法関係を「調整」することを任務とすることを捉えてこれを「分配行政（法）」と概念化する山本隆司『行政上の主観法と法関係』（有斐閣、2000年）246頁以下、同「行政法システムにおける市場経済システムの位置づけに関する緒論」加藤一郎先生追悼『変動する日本社会と法』（有斐閣、2011年）56頁以下、同「競争による分配行政法の基本問題」阿部泰隆先生古稀『行政法学の未来に向けて』（有斐閣、2012年）243頁が異彩を放つ。行政手続の観点からこの構想に対応する太田匡彦「行政による分配の構造と手続」法律時報87巻1号（2015年）があるが、公法学における「分配」問題の検討はいまだ十分に展開されているとは言い難い。